農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

鯖 江 市

１　促進計画の区域

　　別紙地図に記載のとおりとする。

２　促進計画の目標

1. 鯖江、新横江、神明、中河、片上、立待、吉川、豊地区

（１）現況

地勢的には良好な条件に恵まれているものの、水稲への依存度は高く米価下落とともに長期的な農業生産額の減少が続いており、それに伴い生産意欲の減退、農業後継者不足などの問題が顕在化しつつある。現在、水田単作地帯としての生き残りをかけ、良質米の生産拠点として日野川の水の恵みを活かした「鯖江ブランド」を確立するとともに、吉川ナス、ブロッコリー、軟弱野菜、さばえ菜花などの少量多品目栽培による水田園芸をすすめている。

（２）目標

現況を踏まえ、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進するとともに、同項第３号に掲げる事業の推進を働きかけることにより、多面的機能の促進を図ることとする。

２．北中山、河和田地区

（１）現況

　　　三方が山に囲まれ山際の条件不利な農地も多く、集落の高齢化に伴う地域農業の担い手不足が深刻化する中で、委託農家による営農が主となった集落もある。特に河和田地区は市内唯一の特定農山村地域として、近年、中山間地域整備事業による圃場区画の大型化等の農村環境整備がなされたことで、営農活動の低コスト化を図っている。また、中山間地域とあって他地域と比較してもイノシシ等による鳥獣被害も多く、集落単位での対策は進みつつあるものの、地域一体となった対策が必要となっている。

（２）目標

現況を踏まえ、法第３条第３項第１号に掲げる事業を推進するとともに、同項第２号、第３号に掲げる事業の推進により、多面的機能の促進を図ることとする。

３　法第６条第２項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|  | 鯖江、新横江、神明、中河、片上、立待、吉川、豊地区 | 法第３条第３項第１号に掲げる事業および同項第３号に掲げる事業 |
|  | 北中山、河和田地区 | 法第３条第３項第１号、２号、３号に掲げる事業 |

４　法第６条第２項第１号の区域内において得に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域。

　設定しない

５　その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

１．法第３条第３項第１号、第２号、第３号に掲げる事業について

　本法に基づく事業を推進するにあたっては、農業者等の組織する団体に対し、地域環境や営農の状況等に応じたきめ細かい指導・助言等の支援が必要であり、県、市町、農業関係団体が共同する推進体制に参画し、農業者等の組織する団体に対しその支援を行う。

２．法第３条第２号に掲げる事業について（中山間直接支払交付金事業）

（１）対象農用地の基準

　 １） 対象地域及び対象農用地の指定

　交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、１ｈａ以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が１ｈａ未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が１ｈａ以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

　更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

　ア　対象地域

旧河和田村（特定農山村法の指定地域）

　　　イ　対象農用地

　　　　(ｱ) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上

　　　　　　勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っ　　　　　　ても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

　　　　(ｲ) 自然条件により小区画・不整形な田

　　　　(ｳ) 市長の判断によるもの

ａ　緩傾斜農用地

(a) 急傾斜農用地と連担している緩傾斜農用地

　　　　　　　　一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地（傾斜が田で1/100以上　畑8°以上）が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）

(b) 緩傾斜という条件に別の農業生産条件の不利性が加わる場合

(ⅰ)　緩傾斜農用地が高齢化の進行により耕作放棄が進んでいる場合

緩傾斜農用地を含む協定集落に係る高齢化率・耕作放棄率の両者が全国平均以上とする。（高齢化率30％以上、耕作放棄率：田５％以上、畑（草地含む。）10％以上）

ｂ　高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率40％以上、耕作放棄率：田８％以上、畑（草地含む。）15％以上の農地

(ｴ) 福井県知事が地域の実態に応じて指定する地域

旧北中山村（知事特認による8法地域に地理的に接する農地）

（２）　対象者

認定農業者に準ずる者とは、鯖江市農業・林業・農村ビジョンに定められた者など地域の実情に合わせて市長が認定する者とする。